



野生鳥獣による被害を減らすために

市全域において、さまざまな野生鳥獣による農林産物被害が発生しています。特にイノシシの生息域拡大は顕著であり、被害が深刻化しています。

市は、捕獲や駆除、補助事業など各種事業を行っていますが、これまで以上に地元の皆さんの協力が必要不可欠です。お知らせする点に留意し、地域ぐるみで野生鳥獣対策に取り組みましょう。

◆まず地域でできること

次の点に注意し、身近なところへ野生鳥獣を寄せ付けないようにしましょう。

○生ごみや空き缶などを屋外に放置しない。また、ペットの餌、家畜の飼料などは鍵の付いた建物内に保管する。

○農地や人家周辺の茂みの刈り払いを行い、野生鳥獣が身を隠すことができないよう見通しをよくする。

○動物を寄せ付け

てしまう原因となる集落内の柿や栗などの果実類は、可能な限り収穫する。

○電気柵やフェンスなどを設置し、野生鳥獣の侵入を防ぐ。

○安全に注意しながら、ロケット花火などで野生鳥獣を追いつぶす。



◆鳥獣の捕獲

市は、農作物や生活環境などに深刻な被害が生じた場合、野生鳥獣の捕獲(駆除)を実施しています。また、サル・シカ・イノシシについては、適正な保護管理を目的に個体数調整事業を実施しています。



捕獲されたイノシシ

捕獲は、地元の猟友会の協力を得て行いますので、安全で適切な捕獲が実施できるよう、地域の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆緩衝帯の整備

手入れ不足の里山林や、それに隣接した耕作放棄地は、野生鳥獣の格好の隠れ場所になります。これらの箇所の整備は、11ページの「とちぎの元気な森づくり事業」で紹介していますので、合わせてご覧ください。

◆被害防止のための支援

市は、被害を防止するための活動に対して、支援を行っています。補助対象は次の内容です。

○サル・シカ・イノシシなどの野生鳥獣から農作物を守るため、農地に電気柵などを設置する活動

○シカ・クマによる立木の皮剥ぎ被害を防止する資材を設置する活動

◆狩猟免許試験

県は次のとおり狩猟免許の取得試験および予備講習を行います。市内で行われるものは次のとおりです。なお、市は、新規狩猟免許取得者への支援を始めました。くわしくは情報なび24ページをご覧ください。

◆平成25年度試験

○わな・銃猟(第一種)
日時：8月25日(日)午前9時30分から
場所：中央公民館

◆予備講習(任意で受講)

日時：8月6日(火)午前9時から
場所：中央公民館

◆野生鳥獣対策は地域ごとに行っていますので、各地域の担当課へお問い合わせください。

くわしくは

- 農林課 電話(21)5172
- ◎産業建設課 電話(54)1114
- ◎産業建設課 電話(76)4107
- ◎産業建設課 電話(93)3117
- ◎産業建設課 電話(97)1133

民間建築物の吹き付けアスベストの分析調査・除去などの工事を支援します

市は、建築物(旅館・ホテル、店舗、事務所などに吹き付けられたアスベスト)による健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、建材に含まれるアスベストの有無の調査や吹き付けアスベストの除去工事などの費用の一部を補助します。



◆アスベスト含有調査事業

補助内容：アスベストが含まれる可能性がある建築物の分析に要する費用についての補助です。限度額は対象経費以内(上限25万円)です。

対象事業：吹き付けられた建材のアスベストの含有の有無について、分析機関に委託して行う調査
対象建築物：アスベストが含まれているか、その可能性がある吹き付け建材が使用された建築物
対象者：対象建築物の所有者など

◆アスベスト除去等事業

補助内容：建築物に吹き付けられたアスベストの除去や封じ込め、囲い込みの工事費用の補助です。限度額は、対象経費の3分の2以内、かつ150万円以内です。

対象事業：アスベストを含む吹き付け建材について、除去や封じ込め、囲い込みの工法で飛散防止を図る工事
対象建築物：吹き付けアスベストが使用された建築物
対象者：対象建築物の所有者など



くわしくは
建築住宅課 建築指導係
電話(21)5197

とちぎの元気な森づくり事業



次の世代に元気な森を引き継いでいくため、とちぎの元気な森づくり事業を実施しています。そのうち、市が主体となって実施している「明るく安全な里山林事業」についてお知らせします。

里山林整備事業

①地域で育み未来につなぐ
地域提案により森林整備を実施し、里山林の価値を掘り起こし、継続的な管理の促進を図る。
○平成24年度の整備実施箇所
高知山(大沢)

②通学路や住宅地周辺の安全・安心を確保するために

通学路や住宅地に近接する里山林を整備し、安全・安心を確保する。
○平成24年度の整備実施箇所



③野生鳥獣被害軽減のために
野生鳥獣被害が発生し、または発生するおそれのある田畑に隣接する里山林を整備し、野生鳥獣を人里に近づけない環境を創出する。
○平成24年度の整備実施箇所
和泉、足尾町向原、湯西川など

里山林管理事業

里山林の継続的な管理を担う活動団体の立ち上げを支援する

森林の保全と整備後の維持管理

整備された森林は、他の用途への転用が10年間禁止されるなど保全措置が取られます。また整備後4年間、管理団体に対し、1ha当たり年間5万円の維持管理費が交付されます。

活動団体募集

市内の自治会や地域組織などの団体で、本事業の活用を検討したい場合には、ご連絡ください。

くわしくは

- 農林課 電話(21)5172
- ◎産業建設課 電話(54)1114
- ◎産業建設課 電話(76)4107
- ◎産業建設課 電話(93)3117
- ◎産業建設課 電話(97)1133